

結城市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月26日

結城市監査委員 國府田 均
結城市監査委員 早瀬 悦弘
(公印省略)

別紙「令和5年度定期監査結果報告書」

令和5年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

令和5年度に係る市長部局、議会事務局、教育委員会（小学校を除く。）、そのほかの行政委員会事務局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。

なお、必要に応じて前年度の執行状況等についても対象とした。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、かつ、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように配慮しているか、組織及び運営の合理化に努めているかに着目した。

また、重点監査事項とした「内部チェック体制に関すること」については、各課長等に対し、組織内部でのチェック体制の確認を行った。

4 準拠する基準

結城市監査基準

5 監査の主な実施内容

令和5年度定期監査実施計画に基づき、監査対象課所等から事前に提出された資料について、あらかじめ事務局職員による事前監査を実施し、監査委員監査では課長等から事務事業の執行状況、課題等を聴取の上、関係資料を審査、照合した。

6 監査の実施場所及び日程

本庁の課所等は庁内の監査委員事務局、そのほかの課所等にあっては実施施設の会議室で実施した。

日程は、次のとおりである。

日 程	実 施 対 象 課 局 等
令和5年 10月18日	農政課、生活環境課 城西保育所、上山川保育所、山川保育所
10月25日	水道課、下水道課、会計課
10月26日	防災安全課、監査委員事務局 土木課、区画整理課、収納課
10月31日	健康増進課、商工観光課 都市計画課、税務課、議会事務局
11月 1日	社会福祉課、市民課 企画政策課、スポーツ振興課、農業委員会事務局
11月 7日	人権推進課、山川文化会館、給食センター 結城南中学校、結城東中学校、結城中学校
11月 8日	秘書課、学校教育課、指導課 生涯学習課、保険年金課、まちづくり協働課
11月10日	財政課、子ども福祉課、介護福祉課 総務課、行革・デジタル推進課、契約管財課

7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいては、一部不適切な事案はあったものの指摘事項に該当するものは無く、監査の対象となった事務はおおむね適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう執行され、また、組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

また、本報告書に記載するに至らない事項については、監査の際、当該課長等に対して口頭で改善方指導、助言した。事務処理上の手続き等で今後留意を要する事項については、別途事務局長から文書をもって注意を喚起する予定である。

なお、監査の着眼点とした事項等に违背するものは認められなかったが、社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中で、市政運営が健全性、透明性の確保の下、合規性、経済性、有効性、効率性等に十分配慮の上、事務事業の執行に努め、市政に対する市民の期待と信頼に応えるため、監査を通しての所感を意見として付言するので、公正で効率的な市政運営に資するよう配慮願いたい。

(1) 公共施設の老朽化

公共施設は、社会の基盤となる重要な資産であり、市民に提供される様々なサービスに不可欠であるが、適切な維持管理が行われなかった場合、老朽化が加速し、その結果、効率性や安全性の低下により公共サービスの品質に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、建築当時の設備や構造が現在の基準と適合されていない場合は、技術の進歩と不整合が生じ、施設の機能が制限される可能性がある。定期的に施設の評価を行い、必要な更新や近代化の計画を策定することが重要と考えられる。

今後は、人口減少も避けられないことから、結城市公共施設個別施設計画により、利用頻度の少ない施設についても十分検討しながら、財源の確保と計画的な修繕、改修をされたい。

(2) 新設小学校に伴う学童クラブの在り方

新設小学校に伴い新たに学童クラブを設置する場合は、保護者や児童たちへの利便性や安全性を最大限に考慮する必要がある。児童たちの適切な遊びや生活の場となる学童クラブは、児童の健全な育成を図る重要な場所であるため、充実した環境が求められる。

特に、学童クラブの支援員配置にも十分な配慮が必要である。支援員の配置基準や充足率を考慮し、児童の安全や保育の質を確保するため適切に配置することが求められる。既に、多方面から検討がされていると思われるが、保護者と積極的なコミュニケーションを図り、尊重することが重要であり、関係者や利用者の意見を踏まえて適切に決定されるべきである。今後は、運営や環境についての情報提供や意見の収集に努められたい。

(3) 土地区画整理事業の保留地処分

保留地の売却については、担当部局において大変苦慮されていることと思われる。販売の促進については、処分できない保留地が現状のままでは存在してしまうことから、民間の販売手法を参考にしながら、価格についても柔軟に対応され、早期に処分し、住み続けたい住環境を整え、良好で質の高い住宅地として都市開発事業の完成を目指し、公共の福祉に寄与されたい。

(4) 行政経営の費用対効果の改善

行政活動の目的を具体的かつ明確に設定し、それに応じて予算の配分や活動内容を決定し、明確な目標設定によって、費用対効果の評価が容易になると考えられる。

行政活動に関するデータの収集、管理、分析など証拠に基づいた評価を実施し、

3か年実施計画とともに提出している行政評価を十分活用し、効果の低い活動は見直しをする等、効果の高い活動の充実を図られたい。

(5) 社会情勢の変化への対応

人口減少と少子高齢化は、将来において市の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性が推測される。例えば、高齢者の医療費や介護費用などの社会保障関係費の増加が見込まれる。このように予想される課題に対応するためには、高齢者の自立支援や地域包括ケアシステムの整備などの社会全体で支える取り組みが必要とされる。これらの施策は市の財政が今後、逼迫することが予想される中では、具体的な数値として表現することが難しいことから、福祉サービスの維持が困難となっている。

これらの情勢を踏まえ、直面する課題に対応するために、市と市民による協働のまちづくりを積極的に推進されたい。